

# 平成 22 事務年度検査基本方針のポイント (22 年 8 月 27 日公表)

## 1. 検査基本方針とは

- 毎年、事務年度(7月1日から翌年の6月30日まで)当初に、検査運営の基本的枠組みや重点検証項目(検査重点事項)等を明確化するため、検査基本方針を策定・公表している。

## 2. 平成22事務年度のポイント

- 我が国経済に世界経済の下振れ懸念、金融資本市場の変動やデフレの影響などのリスク要因がある中、金融機関においては、実体経済、企業のバックアップ役としてのサポートを果たす役割が求められている。  
⇒ 金融機関において、①資金需要者への適切・円滑な資金供給や利用者への良質な金融商品・サービス提供という役割を果たす態勢が整備されているか検証するとともに、②そうした役割を果たすことができるだけの十分な財務基盤と強固で包括的なリスク管理態勢が整備されているか検証することを基本とする。
- 検査に当たっては、①重要なリスクに焦点を当てた検証、②問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明、③問題点の指摘と適切な取組の評価等、④指摘等の根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化、⑤検証結果に対する真の理解(「納得感」)を基本に据え、双方向の議論を通じ一層深度ある検証に努める。

### (1) 昨事務年度より新たに追加した事項

- 関係機関や監査人との連携強化(日銀、海外当局等との連携強化、金融機関の内部管理体制の有効性をサポートする外部監査との連携強化)
- 検査・監督のデータ集積・分析機能の一体化(オン・オフシームレスなモニタリングの強化)
- 大手金融グループのグローバルベースでの①流動性管理、②OTCデリバティブ取引等の担保管理、③エクスポージャー管理の態勢面の検証
- 委託業者・代理業者に係る検査(金融機関における委託等管理状況に止まらず、委託業者等自身に対する金融検査も積極的に実施)
- 資金清算機関等に係る検査(資金決済法の規定に基づき免許等が付与された資金清算機関等に対し、システムリスク検査を実施)
- 顧客等に関する情報管理(情報漏洩、インサイダー取引等の防止を含めた内部管理態勢の整備状況の検証) 等

### (2) 引き続き取り組む事項

- 金融円滑化の一層の推進(金融仲介機能の発揮、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援の確保)
- 業務の規模・特性を踏まえた一層メリハリのある検査の推進(検査の実効性・効率性の向上、金融機関の負担軽減)
- 大手金融グループへのコングロマリット検査(証券取引等監視委員会と連携し、銀行・証券会社に対する一体的な検査を実施)
- 適切な経営管理態勢や強固で包括的なリスク管理態勢の整備状況の検証
- 適正かつ安全な金融取引の確保、利用者利便の向上(振り込め詐欺における被害者の救済、金融ADR制度導入を踏まえた態勢整備等) 等

# 【参考】検査基本方針の構成

## 1. 基本的な取組姿勢

1. 検査マニュアル前文五原則の実践強化
  - ① 重要なリスクに焦点をあてた検証
  - ② 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明
  - ③ 問題点の指摘と適切な取組みの評価、静的・動的な実態の検証
  - ④ 指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化
  - ⑤ 検証結果に対する真の理解（「納得感」）
2. ベター・レギュレーションの進化に向けた取組み
  - ① 総合的な対応策（アクションプランⅡ）の遂行
  - ② 関係機関の連携強化
  - ③ 監査人との連携強化
  - ④ 金融機関の負担軽減

## 2. 各種検査の基本的枠組み

- オン・オフ体系的なモニタリングの強化  
（検査局及び監督局のデータ集積・分析機能を一体化）
- 預金取扱金融機関
  - － 一層メリハリのある検査の実施  
（検査の実効性・効率性の向上、金融機関の負担軽減）等
- 保険会社－早期の保険検査マニュアル全面改定等
- 金融会社－改正貸金業法の完全施行等を踏まえた検査の実施等
- 大手金融グループ
  - － コングロマリット検査（監視委との連携）
  - － グローバルベースのビジネス展開への対応  
（海外当局との連携、グローバルリスクの早期把握）等
- 委託業者・代理業者
  - － 外部委託先や代理業者に対する検査の積極的な実施
- 資金清算機関等－安全性等のシステムリスク検査の実施

## 3. 検査重点事項

1. 経営管理態勢の整備
  - － 経営陣のリーダーシップの下での戦略目標の十分な分析と検討
  - － 戦略目標や各種リスク管理方針の組織全体への浸透・実践 等
2. 金融円滑化の一層の推進
  - － 中小企業・個人(住宅ローン)等に対する金融仲介機能の発揮
  - － 中小企業への経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援の確保
3. リスク管理態勢の整備
  - ① 統合的リスク管理
    - － 規模・特性及びリスクプロファイルに応じた統合的リスク管理態勢の整備
  - ② 信用リスク管理
    - － 経営戦略や規模・特性等を踏まえた信用リスク管理態勢の整備
    - － 大口与信や海外向け与信等の適切な審査・与信管理
    - － 与信管理部門における、債務者実態の適切な把握、適切な信用格付の見直し、的確な予兆管理 等
  - ③ 金融グループ全体としての管理
    - － グループ全体としての総合的なリスク管理態勢の整備
    - － グローバルベースでの①流動性管理、②OTCデリバティブ取引等の担保管理、③エクスポージャー管理の態勢面の検証 等
  - ④ 保険会社におけるリスク管理
    - － 資産運用リスク・保険引受リスクや責任準備金に係る管理態勢の整備
    - － 統合リスク管理態勢の整備確立に向けた取組の実施 等
  - ⑤ システムリスク管理
    - － 経営陣自らがコミットした管理、実効的なコンチプランの策定
    - － システムの更改・統合等が予定される金融機関へのシステム統合リスク検査の実施 等
4. 顧客保護・利用者利便の向上
  - (1) 顧客保護等
    - ①顧客等に関する情報管理の徹底、②適正かつ安全な金融取引の確保、③相談・苦情等への適切な対応、④顧客に対する適切な説明
  - (2) 利用者利便の向上